

意見区分	報告書（案）箇所	委員からの意見内容	委員意見の報告書への反映案
1 報告書の位置づけについて	[P 1] 第 1 章 はじめに	<p>【委員意見 No.1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ そもそも、九州を一つにしようという出発点が間違っている。大分から所要時間が5時間もかかるのに、鹿児島と大分を一つに括ろうという発想に無理があるし、現実に即していない。たとえば、北部九州に山口を加えるとか、別のくくり方もあるはずだ。スタートが間違っていたら、いい結果が出るはずがない。</li> </ul>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に既に反映済み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本研究会は、国をはじめとする各界における道州制議論の活発化を受け、道州制導入ありきではなく、県民視点から、道州制についてニュートラルな調査研究を行っていく場として設置されたもの。各界の道州制議論では、九州を一つの区割りとして考えている場合が多いため、本研究会でも、これを議論の出発点とすること自体はある程度やむを得ないのではないかと考えるが、その上で、その是非も含めた幅広い議論をお願いしているところ。</li> <li>○ ご指摘の趣旨は、本文 P24 の『九州は一つひとつである』との発想の項目に記述を盛り込んでいるが、さらに、織り込むべき事項があれば、第6回研究会の場で、ご議論を頂きたい。</li> </ul>
2 報告書の構成、並び、追加削除等すべき項目について	[総論]	<p>【委員意見 No.2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告書は県民に読んでもらおうとの工夫が足りない。県民が読む気になり、子供でも理解できるようわかりやすく説明すべきだ。長すぎるし、読んでもらえない報告書はごみになるだけである。もっと県民が読みやすいよう、イラストなども入れたビジュアルなダイジェスト版も作るべきである。</li> </ul>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見を踏まえ、「そもそも道州制とは何か」という点について、一般の方にも分かりやすいような、ビジュアルを工夫した分かりやすい資料を新たに作成し、報告書の概要版に追加。</li> </ul>
3 本文の各記述内容、案文への加筆修正等について	[P 4] 下から3行目 第2章 道州制をめぐる現状認識・課題の分析 (2)わが国ないし地方が抱える課題 ⑩地域における環境問題の広域化	<p>【委員意見 No.3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本文に以下の趣旨を加筆していただきたい。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>急激な速さで地球規模の環境が悪化が進行する今、生きるもの全ての命の源である「水」をいかにして安心・安全的に確保し守っていくのか、地域に住む全ての人々の行動が求められている。その命の源「水」を生み出しているのが森林であるが、今この森林が崩壊の危機にある。森林の崩壊は、安心・安全な水の確保も大きな支障をきたし、それは命の赤信号を意味する。</p> <p>また、近年の温暖化や異常気象等に伴う豪雨や大型台風などで森林被害は甚大なものになり、手を入れられない森林の荒廃と自然災害の繰り返しは田畑を壊滅させ、住民の安全を脅かしている。</p> <p>森林は、水の確保や温暖化防止という環境・生命を守る源として、住民皆参加で守り、育てていく必要がある。</p> <p>森林の保全はまさしく広域的に対応すべき最重要課題であり、産業活動から生じる産業廃棄物等の環境問題等以前に、より優先して取り組む必要がある。</p> <p>境界のない自然環境問題への対応こそ、道州制という広域化する自治体の最大の長所である。</p> </div>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見を踏まえ、原案を以下の通り修文。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>⑩森林崩壊の危機、地域における環境問題の広域化</p> <p>森林は、生きるもの全ての命の源である水の確保や温暖化防止という環境・生命を守る源として、非常に重要な役割を果たしている。しかし、近年の温暖化や異常気象等に伴う豪雨・大型台風などで甚大な被害を受けており、ひいては、住民の安全を脅かしているため、住民総参加で森林を守り、育てていく必要性がますます高まっている。行政区域による境界のないこうした森林保全のような自然環境問題を解決していくことは、まさに、広域的に対応すべき最重要課題の1つである。</p> <p>また、地域において大きな問題となっている課題の1つとして、毎日の一般廃棄物をはじめとするごみ問題など、・・・(略)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、本文 P17 の「広域地域での行政課題への対応」の項目においても、森林保全に関する道州制導入のメリットについて、記述を盛り込んでいるところ。</li> </ul>

意見区分	報告書（案）箇所	意見内容	報告書への反映状況
3 本文の各記述内容、案文への加筆修正等について	<p>〔P5〕8行目～15行目 第2章 道州制をめぐる現状認識・課題の分析 (2)わが国ないし地方が抱える課題 ⑩地域における環境問題の広域化</p>	<p>【委員意見 No.4】 ○ 本文の以下の部分は修正してはどうか。</p> <p>その中でも、企業の産業活動に伴って発生する産業廃棄物は、県の区域を越えて移動するものであり、県外で排出された産業廃棄物の受入れ等に関する適正処理の問題など、その対策は広域的に取り組むべき課題である</p> <p>&lt;理由&gt; 産業廃棄物処理の広域化などについては必要性があるが、都会から出される建築廃材等の受入れについては、都市の廃棄物（＝迷惑なもの）を地方に押しつける面で問題があるのではないか。 この文章では、このような都会の廃棄物の地方への移動を容認するように受け止められるおそれもあるので、もう少し違う表記にならないだろうか。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映 ○ ご意見を踏まえ、原案を以下の通り修文。</p> <p>その中でも、企業の産業活動に伴って発生する産業廃棄物は、県の区域を越えて移動することが多く、特に、受け入れ側の意向にかかわらず、大都市圏から一方的に地方圏に押しつけるような事例も見られる。 このため、産業廃棄物の適正処理のあり方について、そもそもどのような姿が望ましいのかの検討や、県域を越えて移動した産業廃棄物の受入れ側における地域住民にとっての処理をめぐる問題解決など、その対策は広域的に取り組むべき課題である。</p>
	<p>〔P7〕 第3章 道州制導入により目指す姿・目的 (3)制度設計の姿 道州制導入のイメージ（図）</p>	<p>【委員意見 No.5】 ○ 「道州制導入のイメージ図」（国・県・市町村→国・道州・市町村）があるが、現実的には「九州（道州）」の下に現在の県単位の組織を残さざるを得ないのではないか。例えば、市町村合併後に町村役場を振興局として残したように。そうでない場合は、「基礎自治体（市町村）」を現在の市町村よりずっと強力なものにしなければならず、再度市町村合併を視野に入れることが不可欠になると思う。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映 ○ これまでの道州制を巡る議論では、道州制導入後の市町村の姿がどうなるのかについては、詳細な検討や共通認識の形成はなされていない。このため、本研究会では、市町村（基礎自治体）が担うべき役割や適正規模、市町村合併等を巡る議論の必要性が指摘されており、その旨は、本文 P14 に記述を盛りこんでいるところ。 ○ 小規模な基礎自治体に対する支援・補完のあり方についても、上記の論点と併せて今後検討が必要となる大切な論点であると考えている。このため、本文 P25 の「おわりに」に、「例えば、道州政府の地方機関をいくつかの地域に設置することにより、その管下の基礎自治体を補完するといった選択肢も考えられる」との旨を新たに盛り込むこととする。</p>
	<p>〔P14〕10行目～16行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (2)道州制導入の際の前提条件 ③地方分権（地域主権）型社会・国家を実現できる国・道州・市町村の役割分担</p>	<p>【委員意見 No.6】 ○ 本文の以下の部分は修正してはどうか。</p> <p>また、産業廃棄物の処理などは、県域を越えて処理しなければならないという広域性の面と、地域住民の理解と協力が大事であるという地域性の面との両面があるにもかかわらず、現行制度では、画一的な形で、産業廃棄物は都道府県の事務、一般廃棄物は市町村の事務と切り分けられている。</p> <p>&lt;理由&gt; 産業廃棄物処理の広域化などについては必要性があるが、都会から出される建築廃材等の受入れについては、都市の廃棄物（＝迷惑なもの）を地方に押しつける面で問題があるのではないか。 この文章では、このような都会の廃棄物の地方への移動を容認するように受け止められるおそれもあるので、もう少し違う表記にならないだろうか。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映 ○ ご意見を踏まえ、原案を以下の通り修文。</p> <p>また、産業廃棄物の処理などは、廃棄物が県域を越えて移動することが多いため、発生場所と処分される場所が異なり、地域間で立場が違うことに起因して講じられる各県ごとの流入抑制措置にアンバランスが発生するといった広域的な対応が必要な面と、施設設置をめぐる住民同意の問題など、地域住民の理解と協力が大事であるといった地域における対応が必要な面との両面がある。それにもかかわらず、現行制度では、画一的な形で、産業廃棄物は都道府県の事務、一般廃棄物は市町村の事務と切り分けられている。</p>

意見区分	報告書（案）箇所	意見内容	報告書への反映状況
3 本文の各記述内容、案文への加筆修正等について	<p>[P14] 24行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (2)道州制導入の際の前提条件 ④市町村（基礎自治体）及びその他の団体のあり方検討、十分な体制の確立</p>	<p>【委員意見 No.7】</p> <p>○ 地方自治の精神の観点が見えていない。基礎自治体は住民が政治に関与できる規模が望ましい。それこそ、地域づくりに住民が関心を持ち、熱心に行動できる。また、住民が監視することで、選挙目当てなどの外れの政策が展開されることを妨げる。基礎自治体は、住民が思い立ったら気軽に議会の傍聴に行ける程度の広さが望ましい。</p> <p>大分県は県が市町村合併を推進したこともあって、町村数は4と、都道府県中一番少なくなった。市町村合併で大分県内の自治体は旧郡部など周辺部が急激に寂れている。</p> <p>道州制になると、小藩分立の歴史があり、山間部の多い大分県が衰退するのは必至である。例えば、九重町は玖珠町と合併していたら、「九重“夢”大吊橋」は実現しなかっただろう。平成の市町村合併も道州制も、地方自治の精神から逸脱している。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見のとおり、市町村（基礎自治体）の適正規模や、市町村合併等を巡る議論の必要性については、本研究会でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P14 で「市町村（基礎自治体）及びその他の団体のあり方検討、十分な体制の確立」という項目を起こした上で、その重要性に関する記述を盛り込んでいたところである。</p> <p>さらには、ご意見を踏まえ、原案の当該項目の中で、地方自治の精神の観点を織り込み、以下の通り修文。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">今後の道州制議論では、「住民自治」及び「団体自治」という地方自治の精神を十分に踏まえながら、市町村の役割や適正規模等、そのあり方についての具体的な検討を進めるとともに、制度導入後に自立して地域経営を行うことのできる体制を確立していかねばならない。</p>
	<p>[P15] 12行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (2)道州制導入の際の前提条件 ④市町村（基礎自治体）及びその他の団体のあり方検討、十分な体制の確立</p>	<p>【委員意見 No.8】</p> <p>○ 本文中、「長崎県では、今も約90近くの漁協があるなど、…」という記述については、現在の長崎県の漁協の数は71となっているので、約90を71に修正すべき。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見を踏まえ、「長崎県では、今も71の漁協があるなど、…」と修文。</p>
	<p>[P15] 15行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (2)道州制導入の際の前提条件 ⑤適切な州都配置</p>	<p>【委員意見 No.9】</p> <p>○ 大分県に州都が来ない限り、大分県にとってはメリットはない。</p> <p>しかし、現実的には難しい面もあるので、せめて福岡市には州都を置かないことを明記すべきではないか。現状でも九州は福岡市への一極集中が顕著である。福岡市が州都になると、一極集中に拍車をかけ、九州各県から福岡県への人口流出が加速、九州の周辺部が衰退するおそれが強い。また、大学は九州大学、病院は九大病院、テレビ局はRKBだけが栄えることになる。</p> <p>北海道を例にとっても、札幌市への一極集中は、周辺部の衰退など弊害が顕著である。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見のとおり、州都の問題の重要性については、本研究会でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P15 で「適切な州都配置」という項目を起こした上で、「道州制導入に際しては、政経分離や小都市への州都配置といった欧米の先進事例なども参考としながら、一極集中を招かないような配慮、九州全域を見通したバランスや知恵の発揮、関係者の合意を形成できるような十分な議論、などを通じた適切な州都配置が不可欠であると考えられる。」との記述を盛り込んでいたところである。</p> <p>さらには、今後の議論に際して、今一度おさえておくべき最重要課題の1つと考えられることから、本文 P25 の「おわりに」の中で、「州都を現在の県庁所在地以外に置く」といった工夫の必要性について、新たに盛り込むこととする。</p>

意見区分	報告書（案）箇所	意見内容	報告書への反映状況
<p>3 本文の各記述内容、案文への加筆修正等について</p>	<p>[P19] 5行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (4)道州制導入のデメリット、懸念、特に必要な対策 ①地域アイデンティティ、個性、文化の喪失</p>	<p>【委員意見 No.10】 ○ 現在の県域を単位としている新聞・テレビは「地域アイデンティティ」、「地域文化」の保存、発展に大きく貢献している。 道州制になった場合、特に県域単位の新聞・テレビをどう残すかが大きな課題である。例えば、九州において、全国ニュースのあとに九州圏全体のニュースが流れるようになると、大分県のアイデンティティは育たないし、失われる。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映 ○ ご意見を踏まえ、原案の「① 地域アイデンティティ、個性、文化の喪失」の第1パラグラフの最後の部分に以下の文章を追加。</p> <p>----- それぞれの地域の県民性、アイデンティティがなくなるようなことになっては残念であり、県単位で地方の文化を育てるといったようなこともなくなるのではと懸念される。 <u>地域アイデンティティや地域文化を保存し、これを発展させていくにあたって、現在県域を単位として情報発信している新聞やテレビといった媒体が果たしている役割は非常に大きい。この役割を、道州制導入後にどう残していくのかという点も、大きな課題の1つとして挙げられる。</u> また、各県が、…（略）</p>
	<p>[P22] 10行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (4)道州制導入のデメリット、懸念、特に必要な対策 ④公共機関等の集約化、企業等の競争激化</p>	<p>【委員意見 No.11】 ○ 府県は1890（明治23）年の府県制施行以来、120年近くほとんど変わらず、歴史的に形成された独自の府県民意識、まとめり、文化性を持っている。道州制に対する国民・県民の意識は高くなく、必要性も感じていない。一方、府県制に対しては、甲子園の高校野球で自然と出身県のチームを応援するように、府県民に親しみや愛着があり、不満も聞かない。 道州制は経済界が経済活動をしやすいように提唱、推進してきた。県内のマスコミ機関を単なる資本主義的な企業活動と捉えているが、長年県の発展、県民意識の醸成に尽力し、県民とともに歩んできた。公共性の高い使命を果たしてきており、エコノミック・アニマル的な経済界と同等に捉えるべきではないだろう。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映 ○ ご意見のとおり、地域アイデンティティ、文化の重要性については、本研究でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P19 で「地域アイデンティティ、個性、文化の喪失」という項目を起こした上で、その重要性に関する記述を盛り込んでいたところである。 さらには、ご意見を踏まえ、原案の「① 地域アイデンティティ、個性、文化の喪失」の第1パラグラフの最後の部分に以下の文章を追加。</p> <p>----- それぞれの地域の県民性、アイデンティティがなくなるようなことになっては残念であり、県単位で地方の文化を育てるといったようなこともなくなるのではと懸念される。 <u>地域アイデンティティや地域文化を保存し、これを発展させていくにあたって、現在県域を単位として情報発信している新聞やテレビといった媒体が果たしている役割は非常に大きい。この役割を、道州制導入後にどう残していくのかという点も、大きな課題の1つとして挙げられる。</u> また、各県が、…（略）</p>

意見区分	報告書（案）箇所	意見内容	報告書への反映状況
<p>3 本文の各記述内容、案文への加筆修正等について</p>	<p>〔P23〕2行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (4)道州制導入のデメリット、懸念、特に必要な対策 ⑥単なる都道府県合併で終わるおそれ</p>	<p>【委員意見 No.12】</p> <p>○ 道州制の最大のセールスポイントは国の権限、財源を道州に移すことらしいが、霞ヶ関の中央省庁が権限を手放すことは考えられない。国の出先機関が持っている事務・権限を道州に譲り渡すことはしないことは、昨年秋以来の動きを見ても明らかである。</p> <p>また、三位一体改革でも大分県など地方自治体は国にだまされ、一段と財政状況は苦しくなった。今回の2009年度当初予算の編成作業をみても、景気悪化や非正規労働者の大量解雇などで歳出の需要は大きいのに、歳入が伴わず、大分県は臨時財政対策債を増発するなど予算編成に四苦八苦し。そのような経過も盛り込むべきだ。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見のとおり、地方分権改革にあたって、国が権限、財源を十分に手放していないなどの問題については、本研究会でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P13 で「国からの権限、財源、人的資源の移譲」という項目を起こした上で、権限の移譲と併せて、これを裏打ちできる十分な財源や人的資源の一体的な移譲の必要性を盛り込んでいたところである。</p> <p>さらには、ご意見を踏まえ、P13 の当該項目の中で、三位一体改革をめぐる記述を以下の通り追加。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>現在、地方分権改革が進められているところであるが、国は依然としてかなりの権限、財源を手放しておらず、地方に対する関与も少なからず残されたままである。<u>三位一体改革の際には、結果的に、地方の期待に反して、不十分な税源移譲と地方交付税の大幅削減による負の影響が顕在化し、各地方団体の行財政運営に今も重くのしかかっているところである。こうしたことから、地方では、地域住民が必要とする行政や地域に密着した施策などを十分に行うことができないという状況になっている。</u></p> </div>
	<p>〔P24〕下から9行目 第4章 大分県にとっての道州制議論とは (5)その他の論点 ③「九州は一つひとつである」との発想</p>	<p>【委員意見 No.13】</p> <p>○ 現実には「九州はひとつ」というより、「九州は一つひとつである」が実態に即している。</p> <p>例えば、東京から見ると、九州各県は陸続きで近いように見えるが、現実的には時間がかかる。鹿児島市まで5時間程度、宮崎市までは4時間かかる。これに比べると、東京までは航空機で1時間20分程度。実際的には距離よりも所要時間の方が切実な問題だ。</p> <p>また、九州各県では言葉も違い、話も合わない。大分の言葉は博多弁とはかなり異なり、瀬戸内圏の言葉に近い。まだまだ、道州制の機は熟していないとさえ言える。こんな実態も記してほしい。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見のとおり、九州・大分地域における交通インフラ整備の遅れの問題については、本研究会でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P8「社会インフラ整備への期待、九州一体の発展可能性」の項目や、本文 P13「社会インフラの整備」の項目で、関連する記述を盛り込んでいたところである。</p> <p>さらには、ご意見を踏まえ、P8「社会インフラ整備への期待、九州一体の発展可能性」の項目の中で、交通実態の具体例を以下のとおり追加。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>このような状況の中で、九州全体を見ると、交通インフラの整備は必ずしも十分とは言えず、広域的な移動については、特に時間がかかっているのが現実である。大分地域のみをとってみても、やはり交通インフラの整備が遅れており、住民は九州各県に行くのにも不便を感じている。<u>東京から見ると、九州各県は陸続きで近いように見えるかもしれないが、例えば大分市から鹿児島市や宮崎市に鉄道や車で移動する際には、かなりの所要時間を余儀なくされている。むしろ、東京まで航空機で飛んだ方が早いというのが現実であり、実際的には、距離よりも所要時間の方が切実な問題である。</u></p> </div> <p>○ なお、九州内における言葉の違いについては、研究会でのご意見も踏まえ、本文 P22 の「人材の確保等に関する問題」の項目の中で、既に「イントネーションの違いや言葉の違い」の実態に関する記述を盛り込んでいたところ。</p>

意見区分	報告書（案）箇所	意見内容	報告書への反映状況
4 「おわりに」の内容について	[P25] 第5章 おわりに	<p>【委員意見 No.14】</p> <p>○ 以下の3点に言及すべき</p> <p>① 特に、21世紀の大分県を担うべき若い世代に対する十分な説明・情報提供等を行うとともに、今後引き続きシンポジウム等の機会を設けるなど、「道州制」議論への積極的な取組が必要である。</p> <p>② 平成20年3月の「道州制ビジョン懇談会中間報告」公表後における国の動きについて今後とも注視するとともに、大分県の意見を全国知事会などを通じてこれからの国の議論、「制度設計」に反映させるよう努める。</p> <p>③ 「州都」の議論もさることながら、地方分権改革推進委員会における「地方政府」の確立、「完全自治体」の実現という議論も踏まえ、今後予定されている第三次勧告などの動きも見ながら、特に「道州」と基礎自治体である市町村との関係についても「権限」、「財源」の配分に関し、十分検討する必要がある。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見のとおり、①の点については、本研究会でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P25 で「住民への説明、情報提供の必要性、住民意思の尊重」という項目を起し、関連する記述を盛り込んでいたところである。</p> <p>さらには、ご意見を踏まえ、本文 P25 の「おわりに」の中でも再度、県民に対する十分な説明・情報提供、議論参画機会の充実、住民意思の尊重と議論・検討への反映の必要性について、新たに盛り込むこととする。</p> <p>○ ②の点についても、同様に、本文 P25 の「おわりに」中にきちんと盛り込むこととする。</p> <p>○ ③の点についても、本研究会でも様々な指摘を頂いており、大きな課題と考えている。これを受け、報告書原案でも、本文 P14 で、役割分担の問題や、市町村（基礎自治体）のあり方検討の必要性について、関連する記述を盛り込んでいたところである。</p> <p>さらには、ご意見を踏まえ、本文 P25 の「おわりに」の中でも再度、道州制導入後の基礎自治体のあり方や、道州との関係についての十分な検討の必要性について、新たに盛り込むこととする。</p>
5 その他	報告書のポイントP3 2. 道州制導入の際の前提条件 ○社会インフラの整備 3行目	<p>【委員意見 No.15】</p> <p>○ 「九州全域の発展を支える全国規模の教育機関や、各地域ごとに核となる研究機関などの体制づくりも必要」という部分は、「全国規模の教育機関」という表現が分かりにくい感じがするため、修正してはどうか。</p>	<p>【研究会事務局案】 ※報告書に新たに反映</p> <p>○ ご意見を踏まえ、「九州全域の発展を支えられる全国的に見ても高水準の力を持つ教育機関や、各地域ごとに核となる研究機関などの体制づくりも必要」と修文。</p>